

## 十和田JC 特別会員会規約

第1条 本会は十和田JC特別会員会という。

第2条 本会の事務所は公益社団法人十和田青年会議所事務局内に置く。

第3条 本会は公益社団法人十和田青年会議所の特別会員をもって構成し、会員相互の親睦をはかると共に公益社団法人十和田青年会議所の活動を後援することを目的とする。

第4条 本会は目的内に於いて次の事項を行う。

- (1) 会員総会に於いて決定された事項
- (2) 公益社団法人十和田青年会議所より委託された事項

第5条 本会は毎年1回以上会員総会を開催する。総会は本会規約の設定、変更その他必要な事項を決議する。

第6条 役員会は必要に応じて開催し、総会に提出すべき事項、総会から委任された事項、その他必要な事項を審議処理する。

第7条 本会に必要な経費はその都度徴収するものとする。

第8条 本会に次の役員を置く。

特別会員会長、特別会員副会長の任期は2年とする。

幹事の任期は1年とし新特別会員を充てる。

第9条 本会の事業年度は1月1日より12月31日までとする。